

砥部町環境審議会における公募委員の選考に関する要領

平成 31 年 2 月 13 日

砥部町告示第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、砥部町環境基本条例（平成 18 年砥部町条例第 10 号）第 18 条に規定する委員（以下「公募委員」という。）の選考について、砥部町附属機関等の委員の公募に関する要綱（平成 19 年砥部町告示第 37 号）第 8 条に基づき必要な事項を定めるものとする。

(委員数)

第 2 条 公募委員数は、2 人以内とする。

(応募資格)

第 3 条 応募資格は、次のとおりとする。

- (1) 応募日現在 18 歳以上の者で町内に在住する者
- (2) 平日に年 3 回程度開催する砥部町環境審議会に出席できる見込みのある者
- (3) 応募日現在で砥部町の他の 3 以上の附属機関等の委員でない者
- (4) 砥部町の議会議員、行政委員会の委員及び町職員でない者

(公募の方法)

第 4 条 委員の公募にあたっては、広報紙や町ホームページに掲載して広く周知する。

- 2 応募者は、砥部町環境審議会「公募委員」応募用紙（様式第 1 号）に必要事項を記入して、募集期間内に持参するか、郵送、ファクス又は電子メールで提出するものとする。

(選考会)

第 5 条 公募委員の候補者を選考するため、砥部町環境審議会公募委員選考会（以下「選考会」という。）を置く。

- 2 選考会は、副町長、総務課長、町民課長をもって構成する。
- 3 選考会は、必要に応じ、副町長が招集する。
- 4 選考会の事務局は、町民課に置く。

(選考基準)

第 6 条 公募委員は、砥部町環境審議会「公募委員」応募用紙に記載されている事項を選考基準（別表）により評価して、候補者を選考する。選考に当たっては、必要に応じて面接を行う。

(選考結果の通知)

第 7 条 選考結果は、応募者全員に通知する。

(応募用紙の取扱い)

第 8 条 応募用紙に記載されている個人情報、公募委員の募集や選考のために使用するもので、その目的以外に利用しないものとする。

附 則

この要領は、公表の日から施行する。

附 則(令和 5 年 5 月 22 日告示第 117 号)

この要領は、公表の日から施行する。

附 則(令和 6 年 4 月 1 日告示第 107 号)

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 選考基準（第6条関係）

選考会各委員が応募者の応募書類について審査する。

環境審議会の職務内容に適合する意見を持つ者の中から、次表の評価項目に従い、採点し、得点合計の上位者の中から公募委員を選考する。

得点合計が同点の場合は、会長が抽選をして、候補者の順位を決定する。

審査員3人の得点合計が45点（満点90点）に満たない場合は、候補者として推薦しない。

区分	審査員1人当たり配点	審査のポイント
性別	3点	公募委員を除いた委員候補者に、女性が3割以上確保できていないとき、 女性に…3点
生年月日	3点	公募委員を除いた委員候補者に 10歳区分に分けた同世代がいらないとき…3点 10歳区分に分けた同世代が1人しかいないとき…1点
年齢	3点	30歳未満…3点 40歳未満…2点 60歳未満…1点
職業	3点	①町議会議員、町行政委員会委員、町職員…失格 ②上以外の公務員…1点 ③上の①②以外…3点
現在、あなたが選任（応募）されている他の附属機関等	3点	ない。…3点 1つある。…1点 3つ以上ある。…失格
環境保全及び廃棄物全般に関する意見、提言や応募動機など	15点	砥部町の環境保全及び廃棄物全般に対して、関心や熱意がとても感じられる。…5点、感じられる。…3点、論理に一貫性があり、まとまっていてとてもわかりやすい。…5点、わかりやすい。…3点、応募動機が特に優れている。…5点、優れている。…3点
合計	30点	

様式第 1 号（第 4 条関係）

砥部町環境審議会「公募委員」応募用紙

申込日 年 月 日

砥部町環境審議会委員に次のとおり応募します。

ふりがな		性 別	男 ・ 女 ・ 回答しない
氏 名			
生年月日	年 月 日生	職 業	
住 所 (連絡先)	〒 番地 砥部町 電話番号 ー ー		
現在、あなたが選任 (応募) されている 他の附属機関等の名 称	1..... 2..... 〔※ 3 以上選任（応募）されている人は応募できません。〕		
環境保全及び廃棄物 全般に関する意見、提 言や応募の動機など	(※400 字程度で書いて下さい。書ききれない時は別の紙に書いて 下さい。)		
1 「性別」「生年月日」「職業」欄は、幅広い年齢層、分野、性別から委員を選任するた めに記入していただくものです。 【問合せ先及び申込先】 〒791－2195 砥部町宮内 1392 番地 砥部町役場町民課環境衛生係 T E L 089－962－7446（町民課直通）、F A X 089－962－2936 メール 070chomin@town.tobe.ehime.jp			

(注) 記入していただいた氏名や住所などの個人情報、公募委員の選考のために使用する
もので、その目的以外には利用しません。